

戦没者等のご遺族の皆さまへ

第十一回特別弔慰金について

〈問い合わせ・請求窓口〉

住民福祉課 福祉係

TEL(67) 2702

■「特別弔慰金」とは

戦後75周年にあたり、戦没者等の尊い犠牲に対して弔意を表するため、国が戦没者等のご遺族に特別弔慰金(記名国債)を支給するものです。

■請求期間

令和2年(2020年)4月1日から

令和5年(2023年)3月31日

※請求期間を過ぎると「第一回特別弔慰金」を受けることができなくなりますので、ご注意ください。

■支給対象者

戦没者等の死亡当時のご遺族で、令和2年(2020年)4月1日(基準日)において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける人(戦没者等の妻や父母等)がない場合に、次の順番による優先順位の高いご遺

族おひとりに支給されます。

1. 令和2年(2020年)4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した人

2. 戦没者等の子

3. 戦没者等の①父母②孫

③祖父母④兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していることなどの要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

4. 上記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪など)

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた(基本的に同一の戸籍に入っていた人)に限ります。

※3、4については、戦没者等の死亡時に生まれていることが前提となります。

■支給内容

・額面総額25万円
(5年償還の記名国債(年額5万円))
・第1回目償還日
令和3年(2021年)4月15日

以後、毎年4月15日以降、償還先郵便局などにおいて受け取りができます。

※償還日が過ぎたものは、まとめてお受け取りできません。

〔村内に土地・家屋を所有する皆さまへ〕 令和2年度固定資産税 課税明細書の発送時期について

■固定資産税課税明細書は、

固定資産税納税通知書および納付書と合わせて5月にお手元に届きます。

固定資産税の課税内容を記載した「固定資産税課税明細書」(以下、「課税明細書」)

は、平成31年度(令和元年度)まで4月に発送していましたが、令和2年度より「固定資産税納税通知書」(以下、「納税通知書」)および納付書と同時に送付します。

お手元に課税明細書と納税通知書および納付書が届くのは5月11日前後となる見込みです。

課税明細書は、当該年度課税の対象となる固定資産(土地・家屋)内訳を記載したものです。対象となるのは、当該年の1月1日現在で所有する土地・家屋で、評価額等が記載されています。

なお、土地・家屋それぞれの課税標準の合計額が免税点(※)未満の場合は発送されません。

※免税点とは
村内に同一人が所有する土地、家屋のそれぞれの課税標準額が次の金額に満たない場合には、固定資産税は課税されません。

【土地】 30万円
【家屋】 20万円

■固定資産税課税明細書とは

課税証明書は、当該年度課税の対象となる固定資産(土地・家屋)内訳を記載したものです。対象となるのは、当該年の1月1日現在で所有する土地・家屋で、評価額等が記載されています。

課税係(固定資産担当)

TEL(67) 2703

課税係(固定資産担当)